

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		資料番号		担当課	農産園芸課
法令名	食品表示法	根拠条項	6-5	不利益処分の種類	食品関連事業者に対する指示に係る措置命令 (品質事項に関するもの)
<p>○食品表示法 (抄) (平成 25 年 6 月 28 日号外法律第 70 号)</p> <p>第 6 条 食品表示基準に定められた第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事項 (以下「表示事項」という。) が表示されていない食品 (酒類を除く。以下この項において同じ。) の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第 1 項第 2 号に掲げる事項 (以下「遵守事項」という。) を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣 (内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣) は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣 (内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣) は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>内閣総理大臣は、第 1 項又は第 3 項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>第 7 条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。</p> <p>第 15 条 <u>内閣総理大臣は、この法律の規定による権限 (政令で定めるものを除く。) を消費者庁長官に委任する。</u></p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第 1 項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法 (昭和 22 年法律第 101 号) 第 5 条第 1 項の政令で定める市 (次条において「保健所を設置する市」という。) の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。</p> <p>○食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令 (抄) (平成 27 年 3 月 6 日政令第 68 号)</p> <p>第 6 条 <u>法第 15 条第 1 項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務 (酒類及び次条第 1 項本文の内閣府令で定める事項に係るものを除く。) のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。</u> (略)</p> <p>1 法第 6 条第 1 項の規定による指示及び当該指示に係る法第 7 条の規定による公表 (いずれも都道府県内食品関連事業者又は指定都市内食品関連事業者に関するものに限る。) に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者 イ 都道府県内食品関連事業者当該都道府県の知事 ロ 指定都市内食品関連事業者当該指定都市の長</p> <p>2 <u>法第 6 条第 1 項の規定による前号イ又はロに定める者の指示に係る同条第 5 項の規定による命令及び当該命令に係る法第 7 条の規定による公表に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者</u> イ 都道府県内食品関連事業者当該都道府県の知事 ロ 指定都市内食品関連事業者当該指定都市の長</p>					

*食品表示法は保健福祉部健康増進課、薬務衛生課及び農林水産部農産園芸課の 3 課で所管。

当課では、食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令 (平成 27 年政令第 68 号)

第5条及び第6条に規定する事務（品質事項に係る事務）を所管